

シオズミアセットマネジメント議決権行使ポリシー並びにガイドライン

1. 議決権行使に関する基本方針

(1) 基本方針

シオズミアセットマネジメント株式会社（以下「当社」）は、顧客から委託された資金を運用し顧客の利益向上をめざす運用会社として、顧客本位の業務運営を行う義務を負っています。投資先企業に対する議決権は、その企業の企業価値を中長期的に向上させるために株主に与えられたもっとも重要な権利であり、当社は受託責任を果たすため、本ポリシーを定め、独立した立場から、当社の顧客および受益者の利益のみを目的として、議決権を適切に行使します。当社は設立当初から現在に至るまで一貫して成長株への長期投資戦略を掲げており、顧客資産を長期的に保全することを目的に、必要に応じて経営陣とエンゲージメントを行い、投資先企業に対し企業価値向上と持続的成長を実現していくために適切な企業活動を行うことを促します。また議決権を行使することや ESG 要素を含む重要課題について投資先企業と建設的な対話をすることによって、投資先企業に対して、長期的に株主の利益を尊重した経営を行うよう求めています。

(2) 意思決定の原則

議決権行使の意思決定は、信託財産の利益を図るためにのみ行うものとし、自己または顧客および受益者以外の第三者の利益を図る目的で行いません。また顧客から議決権行使の指図は受けませんが、投資一任契約等に個別の取決めがある場合はそれを考慮します。顧客に議決権行使の意思決定権が一部留保され、明らかに顧客にとって非合理的と考えられる議決権行使の指図が提示された場合には、顧客に対して意見を述べるよう努めます。議決権を行使するに当たって、当社は各企業の事情を考慮し個別議案を精査します。意思決定においては、独立した第三者機関の議決権行使アドバイザーを起用し、各議案の推奨意見を求めることがあります。最終的な議決権行使権限は当社運用部が保有し、受託者責任を担います。

2. 議決権行使の判断基準について

(1) 議決権行使のためのガイドライン

議決権の行使にあたっては、個別議案の内容を本ガイドラインに基づき、慎重に精査します。議案に係る必要な情報が適時に提供されない場合は当該企業とエンゲージメントを行います。受益者もしくは顧客の利益に反すると判断される議案には「反対」の票を投じます。会社提案議案に反対票を投じる際は、重要な議案については反対理由を当該企業へ説明します。尚、議決権行使の判断において、不祥事、法令や取引所規則の違反、或いは ESG 課題への取り組み方針や社会規範に対する懸念が認められる行為については株主価値を毀損するものとみなします。

(2) ガイドラインの見直し

本議決権行使のガイドラインは、市場基準の進展また法令諸規則の変更等に照らして適時見直します。また、顧客から議決権行使指図のガイドラインを要求された場合は、このガイドラインを顧客に提示し、協議を行います。

3. 議決権行使判断者と議決権行使の管理

(1) 議決権行使判断者

個別銘柄に関する議決権行使指図は、当社運用部で行使します。運用部は本ポリシー並びに下記に定めるガイドライン等に基づき各議案に対して意思決定をします。意志決定過程で生じた疑問や問題点については必要に応じて、調査部およびコンプライアンス担当に確認を行いその解決に努めます。

(2) 議決権行使の記録と保管

ファンド管理課は議決権行使指図書を顧客毎に一括して保存します。全ての指図書の写し、記録等の保管期間は指図を行った日から 5 年間とします。コンプライアンス担当は議決権行使指図の内容を適宜に確認します。顧客より個別銘柄に関する議決権行使指図の内容について開示要請があった場合は当該顧客資産の運用対象となっている銘柄に限り、開示します。

議案別議決権行使ガイドライン

<一般原則>

- 当社は保有する全議決権を行使することに努める。当社は株主の利益を最大にすること、また企業における良好なコーポレート・ガバナンスを促進することを目的として、全議決権を行使する。
- 議案に係る必要な情報が適時に提供されない場合は当該企業とエンゲージメントを行う。必要な情報が入手されない場合は例外的に棄権票を投ずる場合もある。

1. 取締役の選任

- (1) 取締役選任議案については、以下に定める事項を勘案し疑義がある場合は議案に反対する。
 - a. 個人的な能力や経験などの資質が取締役候補として問題があると判断される場合
 - b. 取締役会の構成上、適正な能力の発揮が期待できないと判断される場合
 - c. 合理的な理由なく取締役会への出席率が低いと判断される場合
- (2) 株主価値を大きく毀損する行為が認められる場合において、取締役候補者がその責任を有すると判断される場合、当該取締役の再任議案には反対する。不祥事、法令や取引所規則の違反或いは ESG 課題への取組み方針や社会規範に対する懸念が認められる行為は株主価値を毀損するものとみなす。
- (3) 社外取締役には独立取締役の選任を求める。独立性が低いと判断される社外取締役の選任に原則として反対する。

2. 監査役の選任

前条の規定は、監査役選任案に準用する。

社外監査役の選任については原則として賛成する。ただし、独立性が低いと判断される場合は原則として反対する。

3. 会計監査人の選任

会計監査人の選任については、以下の場合を除き、原則として賛成する。

- 監査法人の独立性が認められない場合
- 適正な監査の実施に疑義を生じさせる事項がある場合

4. 役員報酬

- (1) 株主価値を大きく毀損する行為が認められる場合、適切な説明が得られない限り、役員報酬の増額及び役員賞与の支給に原則として反対する。
- (2) 新株予約権（ストックオプション）を付与する議案については以下の事項を勘案し、精査の上賛否を決定する。
 - a. 付与株数が合理的な数であるかどうか
 - b. 権利行使価格の引き下げに関する条項がある場合、その基準が合理的であるかどうか
 - c. スtockオプションが権利行使された場合の他の株主持ち分の希薄化の程度

5. 役員退職慰労金

- (1) 役員退任に関する報酬の議案については、株主価値を大きく毀損する行為に関係し、又は責任を有すると判断される役員に対する支給には原則として反対する。
- (2) 贈呈の対象者の在籍期間の貢献度や計算根拠が明確に示されない場合は反対する。

6. 資本政策（合併、買収、会社分割、増資等）

資本政策に係る議案については、その内容、少数株主との利益相反の可能性、株主価値への影響、経営判断の根拠、開示状況等を総合的に考慮し、適切と判断される場合は賛成する。

7. 授権株式数の増加

授権株式数の増加が長期的な株主利益につながる旨の十分な説明がなされ、かつ株主価値の毀損を懸念すべき事情が認められなければ、賛成する。

8. 株主提案

株主提案の議案については、株主利益の最大化という観点から、精査の上個別提案ごとに対応する。

上記議決権行使ガイドラインは定期的に見直される。